○海上保安庁告示第百九十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度一〇分、北緯三二度一〇分、東経一三九度三〇分、東経一四〇度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯二七度一二分東経一二六度五〇分、北緯二七度一二分東経一二七度三〇分、北緯二八度四〇分東経一二八度一〇分、北緯二八度四〇分東経一二七度三〇分、北緯二七度四〇分東経一二六度五〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年十月一日から平成二十二年十月三十一日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十六号（平成二十二年九月十七日発行）、十一管区水路通報第三十七号（平成二十二年九月十七日発行）

○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月十四日（予備、同月十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年九月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月十四日（予備、同月十五日から同月十七日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号十二の項指定の区分欄中「省令第十五条第一号、第二号、第十三号及び第十四号に掲げる区分」を「省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号及び第十四号に掲げる区分」に、業務区域欄中「千葉県の区域（松戸市、市川市、鎌ケ谷市、柏市、流山市、我孫子市及び野田市に限る。）」を「茨城県の区域（守谷市、取手市に限る。）、埼玉県の区域（三郷市、八潮市、吉川市、草加市に限る。）、千葉県の区域（松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、浦安市、船橋市、習志野市、八千代市、白井市、印西市に限る。）及び東京都の区域（江戸川区、葛飾区に限る。）」に、指定をした日欄中「平成十七年八月二十五日」を「平成二十二年八月二十五日」に改める。

○関東地方整備局告示第三百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

甲府市国母七丁目一一〇八番から同市国母七丁目一〇〇番一まで　前　二三・一二～二八・八七（メートル）　後　二二・一二～二八・八七（メートル）　〇〇・〇四〇〇（キロメートル）　〇〇・〇四〇〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

白井市折立字大久保四五二番五地内　前　三五・八〇～四〇・〇〇（メートル）　後　三三・六〇～三八・一〇〇（メートル）　〇〇・〇二二六（キロメートル）　〇〇・〇二二六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　後別　敷地の幅員　延長

久喜市栗橋東三丁目三五八三番一から同市栗橋東三丁目三五七六番三まで　前　二一・七八～四四・三〇（メートル）　後　二二・二三～五〇・〇三（メートル）　〇〇・〇六三三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所